

長井市重要文化的景観整備事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市の重要文化的景観の保存活用を目的として、重要文化的景観の重要な構成要素となる物件の復旧修理及び修景等の工事を行う所有者等に対し、市長が予算の範囲内で交付する長井市重要文化的景観整備事業費補助金(以下「補助金」という。)に関して、長井市補助金等交付規則(昭和57年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要文化的景観 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により選定された文化的景観をいう。
- (2) 重要な構成要素 文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠なものであって、「最上川上流域における長井の町場景観保存計画」に掲載されている重要な構成要素のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、「最上川上流域における長井の町場景観整備活用計画」に基づいて行う重要な構成要素となる物件の復旧修理及び修景等の工事である次の事業とする。

- (1) 建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全な状態に回復するための工事
- (2) 建造物を活用するための安全性確保に必要な防災設備等の整備や必要な便益管理施設(トイレ、休憩所及びガイダンス施設等)の設置及び改修

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、重要な構成要素の所有者又は所有者から管理を行うべきものとして認められた個人、団体若しくは法人等とし、市税の滞納がない者とする。

- 2 市長は前項に定める者のほか、特に必要と認めた者を補助対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条の補助対象事業に係る経費で、次に定める経費とする。

- (1) 建築工事費
- (2) 設備工事費
- (3) 設計料及び監理料
- (4) 技術指導料
- (5) その他特に市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、補助限度額は別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金を算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額

とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、長井市重要文化的景観整備事業費補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 重要文化的景観整備事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 重要文化的景観整備事業収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 補助対象事業に係る設計書
- (4) 補助対象経費に係る見積書
- (5) 現況写真
- (6) 市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条による申請があった場合は、内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めた時は、規則第7条に定める補助金等の交付決定通知書により、申請者に交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、前条による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求があったときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の概算払いについては、概算払請求書(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 完成写真または完成通知書
- (3) その他市長が必要と認める書類等

(変更の申請)

第10条 補助事業者は、補助対象事業等が次の各号のいずれかに該当するときには速やかに長井市重要文化的景観整備事業費補助金変更交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書又は添付書類に記載した事項に変更(軽微なものは除く。)があったとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了せず、又は事業遂行が困難となったとき。

(報告及び指示)

第11条 市長は、この規程の適正な施行を確保するため、必要な限度において、補助事業者に対し補助対象事業等に関する報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査結果に基づき、補助事業者に対し補助事業等の実施に関する必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、市長に対し、事業の完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに長井市重要文化的景観整備事業費補助金実績報告書(別記

様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重要文化的景観整備事業報告書(別記様式第7号)
- (2) 重要文化的景観整備事業収支決算書(別記様式第8号)
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 完成写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(帳簿の備付等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を5年間整理保存しなければならない。
(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。
- (5) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に改正前の規程に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分		補助限度額
重要な構成要素(建造物)	建造物の復旧修理	500万円
重要な構成要素(建造物) の敷地内	通常望見できる付属施設(塀、門扉、水路等)の修景	150万円
	第3条第2号に該当する施設	500万円